

精 算 額 内 訳 書

施設の種類 _____ 施設の名称 _____

区 分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費 の実支出 (予定)額 B(≦A)円	寄付金 その他の 取 入 C 円	差 引 額 D(A-C)円	算 定 基 準 に よ る 算 定 額						県 費 補助基本額 K 円	県 費 補助金所要額 L 円	県費補助金 交付決定額 M 円	県費補助金 受入済額 N 円	差 過△不足額 (L - N) 円
					定員 E	単 価 F 円	基本額 G(F×E)円	高層化 加算 H(GX10%)円	豪雪地 加算 I(GX8%)円	算定額 合計 J(G+H+I)円					
1 施設整備費															
施設整備費合計															

(注) 1 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 2 国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切り捨て。)をJ欄に記入すること。
 3 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。また、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームにおいてショートステイ専用居室を併設する場合には、合計を設けること。
 4 小規模生活単位型特別養護老人ホーム、小規模生活単位型特別養護老人ホームに併設のショートステイ専用居室及び小規模生活単位型老人短期入所施設に係る「対象経費の実支出予定額」の欄については、個別スペース部分(居室・ベッド)を含めること。
 5 C欄には、移行時特別積立金(平成15年度以前からの継続事業を除く。)を含めること。
 6 A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、J欄の内訳を県費補助基本額の金額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備、介護用リフト等特殊附帯工事、授産施設近代化整備工事及び授産施設等整備工事を行う場合については、当該部分に係るA欄～D欄の内訳を必ず記入すること。
 7 A欄～D欄及びJ欄、K欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 8 K欄には、B欄、D欄若しくはJ欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、B欄、D欄若しくはJ欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
 9 L欄は、K欄の金額に県補助率を乗じて得た額とすること。ただし、地域交流スペースを整備する場合については、K欄に記入した額と同額とすること。